

苦情や救済の申出の流れ

こんなとき、申出をすることができます

【苦情の申出】

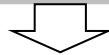
- ・市の男女共同参画推進施策に対して、苦情や意見等があるとき
- ・市の上記以外の施策が、男女共同参画の推進を阻害していると思われるとき

【救済の申出】

- ・性別による差別的取扱い等の人権侵害を受けたとき



苦情等について、書面（申出書）による申出
（市企画課 企画調整係へ）



男女共同参画推進委員

- ・処理の対象か否か検討
- ・関係者に対する調査
- ・処理方針の決定



苦情への対応

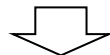
男女共同参画推進委員が、市に対して、資料の提出や説明を求めるなどの必要な調査を行い、改善のための必要な措置を講じます。（勧告、意見の表明、公表）

救済への対応

男女共同参画推進委員が、関係者に対して、資料の提出や説明を求めるなどの必要な調査を行い、救済のための必要な措置を講じます。（助言などの支援、意見の表明、是正要請、公表）

市は男女共同参画推進委員の調査に応じなければなりません。

市民・事業者等は、男女共同参画推進委員の調査に協力するよう努めなければなりません。



処理経過及び結果を申出人等に報告

— お問い合わせ —

日田市総務企画部 企画課 企画調整係

〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号

TEL:0973-22-8223 FAX:0973-22-8324 メール:kikaku@city.hita.lg.jp